

印西市における訪問サービスにかかる「院内介助」の判断について

1. 基本的な考え方

介護保険において、訪問介護サービスにて行われる通院・外出介助については基本的に算定できません。ただし、平成12年3月7日付け厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知及び平成15年5月30日付け事務連絡の介護報酬Q&Aにて、場合により院内の移動等の介助が算定することができ、その内容としては「自立生活支援のための見守りの援助」とされています。

印西市においても、基本的に院内介助は算定対象として認めません。ただし、上記の身体介護として「場合により算定できる」という文言を受け、以下の条件の全てに該当する要支援・要介護認定者については、算定対象と認めることとしました。

2. 算定対象と認めるための条件（全てに該当）

- (1) 家族や病院、代替サービスの検討をしたうえで、援助を受けることが困難であること
- (2) 居宅において行われる、病院に行くための準備を含む一連のサービス行為の一環としての援助であること
- (3) 適切なアセスメントを行い、居宅介護サービス計画において、当該援助が必要な理由が明確に記載されていること

3. 算定対象とする要支援・要介護認定者（個々に保険者と協議）

- (1) 認知症高齢者であって、1人での移動や受診の受付、支払等が行えない者
- (2) 視力に障害があり、1人での移動や受診の受付、支払等が行えない者
- (3) 聴力に障害があり、1人での受診等が行えない者
- (4) 下肢に障害があり、1人での移動等が行えない者
- (5) その他上記以外の要支援・要介護認定者で、訪問介護職員による院内介助が必要な者

4. 留意事項

- ・ 算定対象とする要支援・要介護認定者の判断については、必ず保険者と協議を行うこと。
- ・ 病院内における身体介護を算定するにあたっては、常時介助できる状態で行う見守りを含む身体介護を行っている時間のみを対象とすること。単なる待ち時間に関しては算定対象とはしないので注意すること。
- ・ 居宅から病院までの一環したサービスの中で行われることの位置づけのため、院内のみの介助については認めない。

上記の判断基準については、平成18年5月1日から適用する。